

# 平成30年第3回安城市議会定例会陳情文書表

平成30年9月3日

番 号	陳 情 第 1 号	受理年月日	平成30年8月21日
件 名	投票済証の廃止を求める陳情		
提 出 者	市川 保		
付託委員会	総務企画常任委員会		
要 旨	<p><b>陳情の趣旨</b></p> <p>選挙の投票後に求めに応じて市選挙管理委員会から交付されている投票済証は、総務省でも、いつからどのような目的で始まったのかははっきりせず、公職選挙法に根拠となる規定がないばかりか、該当する県条例や市条例にも規定がなく、市の独自の判断で慣例的に交付が続けられています。また、市選挙管理委員長の公印も根拠規定のないまま印影が不適切に使用されています。</p> <p>期日前投票は、平成15年12月1日から施行され、平成29年10月22日執行の第48回衆議院議員総選挙では、愛知県内の小選挙区総投票数(3,334,192票)の内、期日前投票が約39.2%(1,305,911票)を占め、選挙期日前でも選挙期日と同様に選挙人が投票しやすい環境が整えられ、選挙期日に就業時間中の選挙権の行使を職場に証明しなければならない状況も解消されたということが出来ます。</p> <p>投票率向上のために行っているという意見も散見されます。また、投票済証を持参すれば商品を値引きする「選挙セール」など、投票率アップと市域振興につなげる取り組みにも活用され始めたところもありますが、総務省は「投票誘導につながりかねない」と交付自体に消極的との報道もあります。</p> <p>選挙の啓発活動は、投票前に行うもので、投票後に交付される投票済証が投票率向上の啓発の役割を担うものではありませんし、そうした効果が検証された事例もありません。</p> <p>そもそも投票済証を受領する目的や効果について調査検証されたことは、これまでありませんので、投票済証を交付する効果は、はっきりしないと言わざるを得ません。</p> <p>こうした中、特定の団体で構成員やその家族等の投票を確認するために投票済証の回収を組織的に行う、いわゆる駆り出し投票の手段として使われる事例もあり、本来個人の自由意思によるべき投票の自由が奪われる要因になり得ると同時に、憲法第15条の「投票の秘密」が侵害される恐れもあります。</p> <p>このような状況などを受けて総務省は平成21年7月29日付けで各都道府県選挙管理委員長に対し選挙部長名で「現在、市区町村において、投票者に対して投票したことを証する投票済証、投票済証明書等の書面を交付しているところがあるが、当該書面については不適切に利用されるおそれがあることが指摘されているところであり、その必要性について十分に検討すべきものであること」(総行管第七八号)が伝達されています。</p> <p>平成29年施行の第48回衆議院議員総選挙では、投票済証の交付は、全国の市町村で55.5%になっており、都道府県内の市町村すべてで交付されているのは愛知県など6団体のみにあります。一方、投票済証の交付を全く行っていない長崎県をはじめ、交付している市町村が20%未満の都道府県が12団体ありますが、投票済証の交付が行われていない市町村において、投票者が著しく不利益を被っているという事例はありません。</p> <p>期日前投票が施行されて15年近く経過し、制度が定着した現在、公職選挙法や条例による根拠規定がなく、目的や効果が曖昧な投票済証の交付を、いつまでも継続する理由はありません。</p> <p>市議会におかれては、市選挙管理委員会が速やかに投票済証の交付を取りやめていただくように本陳情を採択していただきますようお願い申し上げます。</p>		
	<p><b>陳情事項</b></p> <p>根拠規定がなく、目的や効果が曖昧で不適切な利用のおそれがある投票済証の交付をやめて下さい。</p>		

# 平成30年第3回安城市議会定例会陳情文書表

平成30年9月3日

番 号	陳 情 第 2 号	受理年月日	平成30年8月24日
件 名	私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情		
提 出 者	黒 柳 貴 夫		
付託委員会	市民文教常任委員会		
要 旨	<p><b>陳情の趣旨</b></p> <p>愛知の私学では、学校一家庭一地域・市民が連携しながら、生徒が「主体的に学び、生きる」「ナマの世の中、自然、人生、人々とクロスする」ことを焦点に、各学園が独自性を生かして多彩な教育をすすめています。同時に、毎年7月に開催している2千講座に6万人が参加する「愛知サマーセミナー」や県下39会場に7万人が参加する「地域別県民文化大祭典」に見られるように、学校の枠を超えて広く地域・市民と“つながる学び”を展開し、全国から「教育改革の先進」として注目されています。</p> <p>しかし、私学に通う生徒とその父母にとって、現実に重く押し掛かっているのが学費の問題です。</p> <p>愛知県では、高校生の3人に1人が私学に学び、公立高校と同じく「公教育」の場として大きな役割を担っていますが、学費の公私格差が大きいため、私学を自発的に選択できる層は、ごく一部に限られています。</p> <p>これまで愛知県においては、国の就学支援金の加算分を活用することで、「授業料」については、甲ランク（年収350万円以下）が実質無償化され、乙Ⅰランク（年収350～610万円）は3分の2、乙Ⅱランク（年収610～840万円）は2分の1が助成されるようになりました。しかし、私学の初年度納付金は約64万円を超えているのに対して、公立高校では年収910万円までは無償で、それ以上の所得層でも年間12万円の負担で済み、入学金も含め大きな公私格差が残っています。また家庭の経済状態が最も厳しい甲ランクでも、施設設備費などを含めた「学納金」で未だ約5万円の公私格差が残っています。</p> <p>私学助成制度の大元は、国や県によるものですが、「父母負担の公私格差の是正」が未だ抜本的な解決に至っていない実情を踏まえ、市町村独自の授業料助成を拡充していただきますようお願いいたします。</p> <p>県下各市町村の助成は何十年にもわたる父母・市民の血のにじむような働きかけがあり、それに共感した当局や議会関係者のご尽力によって、国や県の私学助成を補うものとして独自に実現されてきました。「すべての子どもが、親の所得にかかわらず、等しく教育を受ける権利」を保障するために、「父母負担の公私格差」をなくし「教育の公平」をはかることは、これから高校選択を考える全ての子どもたちとその父母、そして地域を支える市民にとって切実な願いです。</p> <p>市町村独自の授業料助成を拡充していただき、これまでと同様、私学の生徒・父母にとって温かい役割を果たしていただくことを、心からお願いする次第です。</p>		
	<p><b>陳情事項</b></p> <p>平成31年度予算において、「教育の機会均等」の理念にもとづき、私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために、私立高校生に対する現行の市町村独自の授業料助成を拡充してください。</p>		